

入札参加資格制限措置の概要

1. 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	新明和工業株式会社（代表取締役 五十川 龍之）
	法人番号 7140001082323
住 所	兵庫県宝塚市新明和町1-1

2. 措置期間

令和 7 年 10 月 30 日 ～ 令和 8 年 6 月 12 日 （7か月2週間）

※福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱第5条の2及び第4条第3項並びに第4条第7項を適用している。

3. 事実概要

当該事業者は、令和7年9月24日に公正取引委員会より私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第三条に違反した業者として公表された。

4. 措置理由

上記のことが、本県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第2の2（独占禁止法違反行為）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第2の2】

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 2 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適切であると認められるとき。（第3号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 12か月以上 24か月以内

問い合わせ先

福島県総務部入札監理課
福島県福島市杉妻町2-16
（電話）024-521-7899